

令和8年度鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金 主な事務手続きについて

1. 実施計画書提出【済】

○補助金要綱の別表から補助対象を確認のうえ、御提出ください。

2. 内示通知を受ける【済】

【重要】内示の通知日以降は、事業に着手していただいて問題ありませんが、
実施計画書に記載した整備予定の機種を変更する場合等は事前に御相談ください。

なお、本補助事業において着手届及び完了届の提出は必要ありません。

3. 交付申請書提出【施設：9/30メ切、設備：9/28メ切】

○提出漏れを防ぐため、電子申請サービスから申請をお願いします。

※URLについてはご案内のメール又は県ホームページをご確認ください。

○原則、実施計画書と同じ内容で申請を行ってください。

○実施計画書提出時から変更がある場合はご相談ください。（計画を縮小・廃止する場合は対応可能ですが、
申請台数を増やしたり、機器の大幅な変更はできません。）

○概算払をご希望の方は、電子申請サービスでの申請時に概算払希望の旨とその理由を記入してください。

4. 事業実施・実績報告書提出・支払

【提出期限】①か②のいずれか早い日

①事業の完了（販売店等への支払完了）から30日後
②令和9年4月5日

注意

実績報告書は、必ず事業完了から30日以内にご提出ください。

令和9年3月末までに、事業者等への支払等も含め事業をすべて完了させてください。

(a) 通常の流れ（精算払）

①事業実施→②実績報告書提出→③補助額の確定（県から通知文が届く）→④県が補助額分を振込

(b) 概算払（前払）の場合 ※交付申請時に申出いただいた方のみ

①県が交付決定額を振込→②事業実施→③実績報告書提出→④補助額の確定（県から通知文が届く）
→⑤補助金返還手続き（交付申請時から減額があった場合のみ）

(c) 工期設定等の関係上3月中に事業完了する場合

①概算払（県が交付決定額を振込）→②実績報告書提出→③補助額の確定（県から通知文が届く）→
④補助金返還（交付決定時から減額があった場合のみ）

※該当の施設には、報告書の提出状況に応じて県から連絡します。

5. 消費税に係る仕入控除税額報告書の提出 ※確定申告完了後

【対象】消費税を含めて本補助金の交付を受けたすべての医療機関

【期限】令和10年5月末まで

○消費税の申告状況によっては、県への補助金返還が必要となることがあります。
（返還額が0円の場合も、報告書の提出が必要です。）

○提出期限前にはリマインド連絡をさせていただきますが、報告が必要な旨について、必ず担当者間での引継をお願いいたします。

鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金 必要書類一覧 (交付申請・実績報告)

【交付申請時】

必要書類		チェック欄
様式	県交付申請様式（Excel）	
	国交付申請様式（Excel）	
添付書類	見積書、カタログ ※事業計画時から変更がなければ、提出は不要です。	

【実績報告時】

必要書類		チェック欄
様式	県実績報告様式（Excel）	
添付書類	施設整備事業	①事業着手日が分かる資料（契約書、注文書等）
		②納品書、工事完了報告書等
		③設置・改修後の写真(②に含まれている場合は提出不要)
		④支出の証拠書類（領収証、振込関係書類等）
	設備整備事業	①納品書
		②設置後の写真
		③支出の証拠書類（領収証、振込関係書類等） ※販売店等への支払日がわかるものを提出

【本補助金に係る問合せ先】

鳥取県福祉保健部感染症対策センター

TEL：0857-26-7739 FAX：0857-26-8143

電子メール：kansentaisaku-center@pref.tottori.lg.jp